

# 役場職員の給与と人事行政運営状況等の公表

## ■給与・定員管理等について

### 1. 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 23年度の人件費率
24年度	12,294人	4,281,858千円	166,277千円	1,059,287千円	24.7%	26%

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

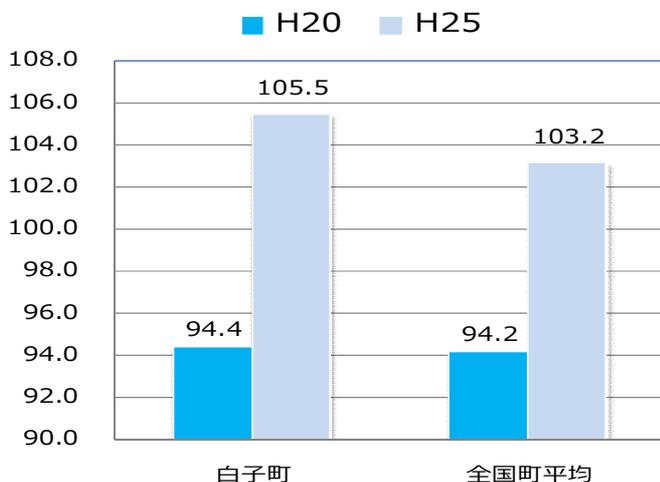
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
24年度	132	466,717千円	43,733千円	162,379千円	672,829千円	5,097千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。2 職員数は平成23年4月1日現在。

#### (3) 特記事項 (平成18年4月から給与、諸手当の抑制を実施)

- ①特別職(町長、副町長)及び教育長給料月額10%減額 ②管理職手当減額

#### (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



#### ※ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

#### ※類似団体平均

人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の単純平均。

## 2 一般行政職員給与表の状況 (25年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	307,800	356,300	390,800	403,200	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のもの

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	41.6歳	313,300	348,700	335,200
千葉県	43.1歳	339,336	429,810	—
国	43.1歳	307,220	376,257	372,906

※平均給料月額

25年4月1日現在の各職種の職員の基本給の平均額。

※平均給与月額

給料月額と毎月支払われる諸手当の合計額。

※平均給与月額(国ベース)

国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないので、比較のため再計算したもの。

##### ②技能労務職

	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	53.2歳	292,200	303,069	297,822
うち調理員	57.0歳	322,900	338,900	333,750
うち用務員	50.1歳	307,600	323,200	319,100
千葉県	51.8歳	326,514	381,507	—
国	49.9歳	272,119	309,534	309,534
事業所 民間	うち調理員	43.3歳	—	255,900
	うち用務員	53.5歳	—	206,600

**(2) 職員の初任給の状況** (25年4月1日現在) (円)

区分		白子町	千葉県	国	
一般 行政職	大学卒	172,200	178,800	I種	181,200
				II種	172,200
	高校卒	144,500	144,500	140,100	

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額**の状況

(25年4月1日現在) (円)

経験年数		10年	15年	20年
一般 行政職	大学卒	244,900	284,900	329,400
	高校卒	214,600	252,600	293,300
技能 労務職	高校卒	200,800	231,100	263,900
	中学卒	—	—	—

**4 一般行政職の級別職員数等の状況**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況**

(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	7人	7.7%
2級	主事・技師	7人	7.7%
3級	主任主事・主任技師・副主査	21人	23.1%
4級	係長・主査補	23人	25.3%
5級	主査	9人	9.9%
6級	課長補佐・副主幹	8人	8.8%
7級	課長・主幹	16人	17.5%

※白子町一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。



**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

首長による人事評価で昇格、昇給を実施。

**5 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

(25年4月1日現在)

白子町	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,266千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 ( )月分 勤勉手当 1.35月分 ( )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

**(2) 退職手当**

(25年4月1日現在)

白子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%)	
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	)	
平均支給額/人	17,513千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

**(3) 地域手当**

(25年4月1日現在)

**(4) 時間外勤務手当**

支給実績(24年度決算)		0円		24年度	23年度
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0円		9,955千円	5,682千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	支給実績	
全域	0%	0人	0%	支給職員1人当たり平均支給年額	96千円 / 54千円

**(5) 特殊勤務手当**

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
技術職員手当	担当課職員	ガス主任技術者 甲種	月額20,000円
	担当課職員	ガス主任技術者 乙種	月額10,000円
防疫手当	担当課職員	防疫業務に従事した時	日額1,000円
危険手当	担当課職員	人体に危険を及ぼす作業に従事した時	日額1,000円
行旅病人取扱手当	担当課職員	旅行中の病人を取り扱う時	日額500円
行旅死亡人取扱手当	担当課職員	旅行中の死亡人を取り扱う時	日額1,000円

**(6) その他の手当**

(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同		11,091千円	189,600円
住居手当	自宅 4,300円 借家 11,000~27,000円	異同	自宅支給なし	4,613千円	112,800円
通勤手当	片道2kmから 2,000円~	異	使用区分距離	6,596千円	58,800円
管理職手当	課長8%、主幹6%、補佐4%	異		8,546千円	300,000円
休日勤務手当	1時間当たり給与額の100分の135	同		0千円	0円
宿日直手当	4,200円			2,932千円	6,840円

※住居手当及び通勤手当は15%削減して支給

**6 特別職の報酬等の状況**

(25年4月1日現在)

区分	給料月額等
町長	709,200円(788,000円)
副町長	575,100円(639,000円)
報酬	議長 284,000円 副議長 237,000円 議員 213,000円
期末手当	町長・副町長 (25年度支給割合) 3.95月分 議長・副議長・議員 (25年度支給割合) 3.95月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 町長 在職月数×35/100 11,914,560円(13,238,400円) 任期毎 副町長 在職月数×25/100 6,901,200円(7,668,000円) 任期毎

◇給与及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

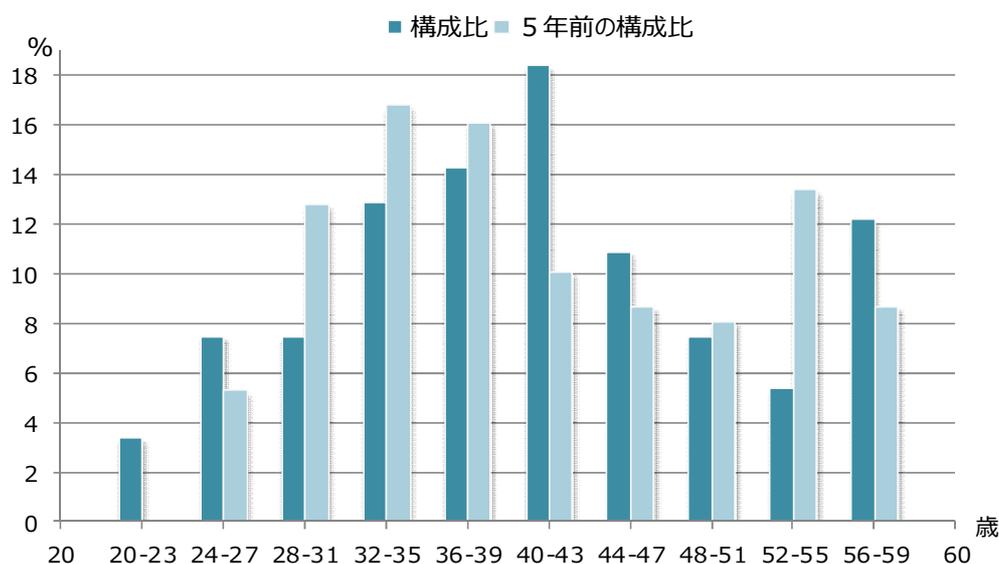
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成 25 年	平成 24 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	21	6	育児休業職員・災害派遣職員等の課付
		税 務	10	11	△1	派遣職員等の課付
		農林水産	9	10	△1	育児休業のため総務課へ
		商 工	5	5	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	40	40	0	
		衛 生	17	16	1	業務増
		計	119	114	5	
	教育部門	14	17	△3	退職不補充	
	小 計	133	131	2		
公営企業等 会計部門	その他	国 保	4	4	0	
		介 護	4	3	1	
		そ の 他	6	6	0	
	小 計	14	13	1		
合 計		147[195]	144[195]	3[0]		

職員数は一般職に属する職員数。(教育長は含まない。) ◇[ ]内は、条例定数の合計。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)

区 分	職員数
20歳未満	0人
20～23歳	5人
24～27歳	11人
28～31歳	11人
32～35歳	19人
36～39歳	21人
40～43歳	27人
44～47歳	16人
48～51歳	11人
52～55歳	8人
56～59歳	18人
60歳以上	0人
計	147人



### (3) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

部 門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	109人	113人	112人	111人	114人	119人	6人(+9.2%)
教 育	23人	23人	22人	19人	17人	14人	△9人(△39.1%)
普通会計合計	132人	136人	134人	130人	131人	133人	△3人(△0.8%)
公営企業会計等	18人	13人	13人	13人	13人	14人	1人(△22.2%)
総合計	150人	149人	147人	143人	144人	147人	△2人(△2%)

## ■ 職員の任免及び職員数に関する状況

○職員の採用状況(24年度) (単位:人)

区分	試験	選考	合計
一般行政職	9		9
事務職	7		7
技術職	2		2
技能労務職			

○退職の状況(24年度)

(単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職		3	1					4
技能労務職	2					1		3

◇定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職

◇勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職

◇普通退職 自己都合による退職

◇分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職

◇懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職

◇失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

◇任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

## ■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況(25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	休休日
38時間 45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	2日

◇「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。

◇「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の8:30から17:15の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間。

○年次休暇の状況(24年4月1日~25年3月31日)

総付与日数	3,360日
総使用日数	817.3日
全期間在職職員数	84人
一人当たり平均使用日数	9.7日

◇「全期間在職職員数」は4月1日から3月31日までの期間在職した職員(一般職に属する職員)の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

◇「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計。

◇「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計。

## ■ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分・懲戒処分の状況(24年度) 該当する案件なし

## ■ 職員のサービスの状況

営利企業の状況(24年度) 該当する案件なし

## ■ 職員の福祉及び利益の保護の状況

○福利厚生制度の状況

①共済組合: 職員の共済制度は千葉県市町村職員共済組合が行っており、費用は職員の掛金と町の負担金で賄われ、その内容は健康保険関係、共済年金保険関係、健康診査関係などです。

②職員互助会: 千葉県市町村職員互助会は、地方公共団体が職員のために実施する厚生制度に併せて、会員とその被扶養者の生活安全と福祉増進事業を行っています。費用は職員の掛金と町の負担金で賄われており、平成24年度の町負担額は205千円でした。町独自の互助会もありますが、町負担はありません。

○安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断を実施しています。

厚生制度の状況(24年度)

◇地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	成人病予防検査(35歳以上)	29名受診
	疾病予防検査(35歳未満)及び40歳、45歳、50歳、55歳(節目の人を対象)	58名受診
	胸部エックス線検査	86名受診

○公務災害補償の状況

(24年度)

	前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
			公務上	公務外		
公務災害	0	2	公務上	2	0	0
			公務外	0		
通勤災害	0	1	通勤災害該当	1	0	0
			通勤災害非該当	0		

◇地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況です。

■千葉県市町村公平委員会の業務状況

■不利益処分に関する不服申立ての状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度 該当する案件なし

平成24年度 該当する案件なし

■職員の研修状況

(24年度)

研修の名称	研修の内容	修了者数	研修先
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識の習得。	6	長生郡市広域 市町村圏組合
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、判断力や表現力を養う。	2	
中級職員研修	中級職員としての視野を深め、自発的な能力向上意欲を養う。	6	
係長職員研修	係長としての視野を深め、期待される識見管理能力を養う。	4	
住民協働推進研修	住民協働の考え方とその実現のための仕組みを修得。	5	
まちづくり研修	まちづくりの政策担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	2	
折衝・交渉研修	相手と信頼関係を築きながら説得する能力の向上を図る。	1	
クレーム研修	クレーム対応に関する基本的知識を深める。	3	
タイムマネジメント研修	時間の計画的な管理と有効活用で仕事の進め方の向上を図る。	2	
コンプライアンス研修	住民の視点でコンプライアンスを再認識し、問題を共有し自覚を促す。	2	
メンタルヘルス研修	職場のメンタルヘルスの改善・対処の手法を修得。	7	千葉県自治研修センター
コミュニケーションスキルアップ研修	良好な人間関係を築き、組織内でスムーズに仕事を進める能力を修得。	5	
法制実務研修	条例・規則の制定や改廃の基礎知識と技法の修得。	6	
人事管理研修	人事管理と人事評価制度を理解し、人事評価実務能力の向上を図る。	1	
給与事務研修	給与事務に必要な基礎的知識を修得し、実務能力の向上を図る。	1	
公会計基礎研修	地方公会計制度の概要を学び、財務諸表作成の知識の修得を図る。	3	
財務事務研修	財務に関する基礎的知識の修得。	2	
契約事務研修	契約実務の基礎的知識の修得と実務遂行能力の向上を図る。	5	
税務等事務研修	税務に関する基礎的知識の修得。	10	
市町村民税研修	市町村民税に関する基礎的知識の修得。	1	
固定資産税研修	固定資産に関する基礎的知識の修得。	2	
滞納整理事務研修	徴収率向上に必要な専門的知識と交渉技術の修得。	6	
債権管理・回収研修	自治体債権の管理・回収に必要な基礎知識、方法の修得。	1	
災害危機管理研修	災害発生の防止と災害発生時の被害軽減のための知識の向上を図る。	2	
課長研修	課長として必要な見識を身につけ、管理能力の向上を図る。	2	
管理者研修	自治体のトップマネジメントに必要な判断能力・経営能力の向上。	2	
コーチング研修	コーチングの知識を深め、部下の自発的行動を促進する手法の習得。	1	
危機マスコミ研修	危機管理意識と管理職の役割を確認し、マスコミ対応の実践力を養う。	1	
カウンセリング研修	職員の悩みを事前に察知する知識を学び、対応の修得を図る。	2	
ハラスメント防止研修	組織的なハラスメント防止対策を図るための基礎知識を習得。	2	

※地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況。